

アクトワンリーガルレポート vol.22 (15C8・2015/04/01)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テーマ : 独立社外取締役について

社外取締役に関する企業統治の新指針

(1) 従来、独立役員、すなわち独立社外取締役(会社法 2 条 15 号)及び独立社外監査役(同条 16 号)については、平成 21 年以降、東証有価証券上場規程において 1 名以上を確保することが要請されていたが(同規程 436 条の 2)、昨年 12 月 12 日に東証及び金融庁から公表された企業統治指針(コーポレートガバナンスコード)においては、東証 1 部又は 2 部上場会社においては、独立社外取締役を 2 名以上選任することが定められ、この原則は本年 6 月以降適用されることとなる。

(2) また、同指針においては、大会社においては、独立社外取締役を取締役の 3 分の 1 以上とするための取組方針を開示することが求められており、独立社外取締役の増加は不可避な傾向であるといえることができる。

(3) これに対して、現状昨年 7 月時点で 2 名以上の独立社外取締役を置くのは全上場企業の約 27%、全く置いていない企業は約 40%、その余(約 33%?)が独立社外取締役 1 名となっており、多数の上場企業が迅速な対応を迫れることになる。

社外取締役の意義及び機能

- ① 取締役は本来、会社法上取締役会の構成員にすぎず、当該企業と雇用関係にあることは必ずしも予定されていないが、我が国においてはいわゆる社員取締役が一般化している。しかし、社員取締役は、代表取締役などの意見に反対することが困難であり、企業統治の面から問題があるとの指摘が夙になされていた。
- ② これに対し、社外取締役の義務付けは、取締役会における判断の独立性を担保するとともに、取締役会の議事の透明化にも資するものであり、前回、前々回レポートした SSC におけるエンゲージメントと同様の機能を果たす制度である。
- ③ 今般の企業統治指針は、社外取締役の導入によって、コンプライアンスの充実をほかり (comply or explain)我が国の上場企業に対する投資の促進を図る狙いがある。

総括

今後、複数の独立社外取締役の登用が義務付けられることによって、執行役員制度の導入、取締役会のダウンサイジングなどが予想されるところであるが、問題はその供給源であると思われる。本年 6 月以降、2000 名以上の独立社外取締役の需要が発生すると予想されるが、これを主に行政官 OB などを供給源とすると、本来の独立社外取締役の意味が失われる恐れもある、といえることができる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.23 は、「行政不服審査法の改正」(15S6)の予定(2015/5 発行予定)としております。 以上